

様式第十三号(第六十六条関係)

12cm

<p>写 真</p>	<p>第 号</p> <p>官 職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>食 品 衛 生 法 施 行 令 第 三 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 立 入 検 査 等 を 行 う 職 員 の 証</p> <p>発 行 年 月 日</p> <p>所 属 庁</p> <p>所 属 庁 印</p>
----------------	---

8cm

(表面)

(裏面)

この証明書を携帯する者は、食品衛生法施行令により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

食品衛生法施行令抜粋

(立入検査)

第三十三条 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その

職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、

書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。